

第3章 児童虐待に対する歯科医師のつとめ

虐待の早期発見と予防（ネグレクト防止にむけて）

今までは歯科と児童虐待のかかわりについて、歯が折れていたり、口の中が切れたり、顔が腫れたり、また顎骨骨折といった身体的虐待のみが注目を集めていたと思われま。しかし、そういった身体的虐待は氷山の一角であり、その行為を保護者が隠そうとし、その程度の受傷なら歯科を受診させることを拒むため、診療所に来ることは稀です。また全身に及ぶ大きな損傷の場合は医科を受診するため、歯科医師が目にする機会はほとんどないと思われま。

しかし、子どもの虐待にはそのほかに心理的虐待、性的虐待、ネグレクトといった広範囲にわたるものです。

特にネグレクトの場合、子どもの食生活や生活リズム、口腔衛生状態に悪影響を及ぼす可能性が高くなります。偏った食事、特にカップ麺やインスタント食品、清涼飲料水が多く、起床や就寝時間が不規則な生活を送る場合が多いと思われま。周知の通り、食生活が偏り、生活リズムが不規則な子どもはう蝕にかかりやすくなります。だからといってう蝕の多い子が必ず虐待を受けているとは言えませんが、う蝕の発生する原因を探っていくうえで、その子の家庭環境や生活習慣などをよく考えていく必要があります。

保護者が育児に興味がなく精神的に苦痛に感じている場合、その虐待が重症化する前の初期の段階で、歯科医師が子どものう蝕の状態や口腔衛生指導を通して発見できる可能性があります。初期の虐待を発見できる可能性があることは虐待の重症化を予防する点で重要な意味を持ちま。歯科医師も虐待の重症化を予防する役割をこれからは担っていくべきです。

